

林地開発許可申請書類作成上の留意事項

1 一般的留意事項

- (1) 用紙の大きさは原則として日本工業規格A4判に製本する。
なお、書類でA3判等としたものは、折り込んでA4判とするほか、図面についても適宜折り畳み、A4判の布袋等に収納する。
- (2) 各図面には必ず事業名、図面番号、表題、縮尺、方位、凡例等を記載し、図面袋には収納した図面の一覧表を付ける。
- (3) 関係書類は、編成順序に綴じ込み、付せんを貼り付ける。

2 申請書類一覧及び記載上の注意事項

編成順序	書類の名称及び記載上の注意事項
1	<p>林地開発許可申請書</p> <ol style="list-style-type: none">1 所在場所欄は、今回許可申請する森林について記載すること。2 面積欄は、分割申請する場合には、全体計画面積と今回申請面積を併記すること。 (例) 6.2215haの内2.8919ha3 目的欄は下記の目的により記載し、目的が複数あるときは併記すること。 但し、これによりがたいときは、その都度決定する。<ol style="list-style-type: none">(1) 別荘地の造成(2) スキー場の造成(3) ゴルフ場の造成(4) 宿泊施設の設置(5) レジャー施設の設置(6) 工場、事業場の設置(7) 住宅団地の造成(8) 土石等の採掘(9) 農用地の造成(10) 道路の新設4 着手年月日は、許可があり次第着手したい場合には、「許可の日から」と記載し、完了欄には具体的な日付又は期間を記載すること。
2	<p>位置図</p> <ol style="list-style-type: none">1 5万分の1の地形図に開発区域の位置を朱書きする。2 区域外に残土処理場を設ける場合には、位置を記入する。
3	<p>区域図</p> <ol style="list-style-type: none">1 図面の縮尺は、5千分の1とする。2 事業区域を次の区分により着色表示すること。 開発行為に係る森林の区域 (赤) 残置する森林の区域 (緑) その他の区域 (茶)3 開発行為に係る森林の区域について、期別計画がある場合には、次の区分により着色表示すること。 既許可区域 (黄) 今回申請区域 (赤) 以降拡大区域 (青)4 区域を明示するのに必要な範囲内において、市町村境、大字境を明示すること。

4	<p>現況写真</p> <p>1 次の区分により表示すること。</p> <p>開発しようとする森林の区域 (朱点線) 開発行為に係る森林の区域（全体計画） (朱実線) 開発行為に係る森林の区域（今回申請） (朱ハッチ)</p> <p>2 利用計画図等に写真の撮影位置を記入すること。</p>
5	<p>計画書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>1 用地の選定理由は、事業目的を明らかにするとともに、土地利用計画との適合性、面積が必要最小限である根拠を具体的に記載すること。</p> <p>2 事業計画は、全体計画及び期別計画の概要について記載する。また、全体計画と期別計画との整合性について具体的に記載すること。</p> <p>3 用地の現況は、開発しようとする森林、保安林、農地、水路、道路等に分け、転用後の用途は、宅地敷、道路、法面、公園、造成する緑地、造成する森林、残置する森林等に、また土石の採掘の場合には、採掘平場、採掘法面、資材置場、造成する森林、残置する森林等に区分すること。</p> <p>4 残置森林率、森林率は、小数第1位止め（小数第2位四捨五入）とすること。</p> <p>5 所有別面積は、申請時における面積を記載すること。</p> <p>6 許可面積の増減は、拡大、縮小それぞれに記載すること。</p> <p>7 工事期間は、今回申請分の期間とし、申請書に記載の期間と一致させること。</p> <p>8 保全計画の土工関係欄において、切土・盛土最大直高の箇所を（　）に記載すること。</p> <p>9 土取り・残土の処理方法は、区域内外処理を明らかにし、区域外処理の場合には位置図及び量的根拠となる図面等を添付し、量及び搬出方法を具体的に記載すること。</p> <p>10 緑地計画は、造成森林及び緑地の造成方法・樹種・本数・規格等を具体的に記載すること。</p> <p>11 保安計画は、交通安全対策、労働管理等について記載すること。</p> <p>12 変更の場合は、変更前を（　）書きとすること。</p>
2	<p>面積一覧表</p> <p>1 用地面積内訳表</p> <p>(1) 面積はha単位とし、小数第4位止め（未満切り捨て）とすること。 (2) 丈量図1から作成すること。 (3) 開発しようとする森林その他の土地に区分して記載すること。 (4) 記載順序は、地番の小さいほうから記載すること。 (5) 地目は、土地登記簿の地目を記載すること。 (6) 今回申請面積は、累計面積とし下段に記載する。変更の場合には、変更前を上段に併記すること。 (7) 残置する森林の内若齢林欄には、15年生以下の森林について記載すること。 (8) 土地所有者欄は、同意を証する書類等から記載すること。 (9) 登記簿上の権利欄は、土地登記簿から記載すること。 (10) 権利の取得状況の合計欄は実人頭数を記載すること。</p> <p>2 利用目的別面積一覧表</p> <p>(1) 面積はha単位とし、小数第4位止め（未満切り捨て）とすること。 (2) 丈量図2から作成すること。 (3) 今回申請面積は、累計面積とし下段に記載する。変更の場合には、変更前を</p>

	<p>上段に併記すること。</p> <p>(4) 残置する森林の内若齡林欄には、15年生以下の森林について記載すること。</p> <p>(5) 今回欄において、()に最終利用目的のうち、今回暫定及び仮設施設面積を記入すること。</p>
3	<p>防災施設一覧表</p> <p>1 恒久及び暫定の別に区分して記載すること。</p> <p>2 内容及び規格等欄には、沈砂池では容量、深さ、幅等を、洪水調整池では容量、堤長、高さ、体積等を、排水路では管径、延長等を記載すること。</p>
4	<p>洪水調整池（水害防止施設）必要性検討表</p> <p>1 開発前及び開発中・開発後に区分して作成すること。</p> <p>2 狹窄部調査地点毎に河川流下能力調査表を作成すること。</p> <p>3 必要性検討表により決定した箇所における洪水調整容量の設計（計算）因子を取りまとめること。</p> <p>4 設計（計算）因子については、「島根県林地開発行為審査基準細則」で示した数値を参考にすること。また、参考値以外の数値を適用した場合は、その根拠となる資料を添付すること。</p> <p>5 洪水調整池の設置が不要な場合でも、その根拠を明らかにすること。</p> <p>6 設置後の維持管理等についても記載すること。</p>
5	<p>排水施設計画流量計算表</p> <p>1 工事中及び工事后に区分して作成すること。</p> <p>2 設計（計算）因子については、「島根県林地開発行為審査基準細則」で示した数値を参考にすること。また、参考値以外の数値を適用した場合は、その根拠となる資料を添付すること。</p> <p>3 排水処理における排水系統図を添付すること。</p>
6	<p>流出土砂貯留施設計画計算表</p> <p>1 工事中及び工事后に区分して作成すること。</p> <p>2 設計（計算）因子については、「島根県林地開発行為審査基準細則」で示した数値を参考にすること。また、参考値以外の数値を適用した場合は、その根拠となる資料を添付すること。</p>
7	<p>工程表</p> <p>1 今回申請分について記載すること。</p> <p>2 申請書等に記載の期間と整合させること。</p> <p>3 防災施設等の設置を先行して実施するよう計画すること。</p> <p>4 工種内訳は、具体的な施設等が分かる単位で記載すること。</p>
8	その他の防災施設の設計根拠資料
6	<p>関係他法令許認可手続き状況</p> <p>1 関係他法令許認可手続き状況一覧表</p> <p>(1) 開発行為に係る事業又は施設の設置に必要な行政庁の許可、認可、その他の処分、他所管との協議事項について記載すること。</p> <p>(2) 許認可等を得ている場合には、その写し又は許認可等を行う行政庁の意見書の写しを添付すること。</p> <p>(3) 許認可等を得ていない場合は、申請書の写しを添付するとともに、備考欄に当該申請書の受理年月日及び処理状況を記載すること。</p>

	<p>(4) 許認可等の申請を行っていない場合は、備考欄に許認可等を行う行政庁名、申請予定年月日、未申請の理由等を記載すること。</p> <p>(5) 開発協議了承通知書の写しを添付すること。</p> <p>(6) 変更申請の場合には、林地開発許可書の写しを添付すること。</p>								
7	<p>土地使用の権利を証する書類</p> <p>1 土地所有者等関係権利者の同意書</p> <p>(1) 開発行為をしようとする森林の土地所有者の同意書等の写しを提出すること。但し変更申請の場合で、既に提出済みの同意書等については、同意内容等に変更がない場合に限り省略することができる。</p> <p>(2) 不動産登記簿の所有権者と申請者が異なる場合については次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア所有権を取得している場合</td><td>・土地売買に係る公正証書又は売買契約書を添付。</td></tr> <tr> <td>イ土地を使用する権利を登記している場合</td><td>・権利（地上権・地役権・賃借権等）の登記簿謄本を添付。</td></tr> <tr> <td>ウ土地を使用する同意を得ている場合</td><td>・あて人、同意者の住所、氏名が明確であること。 ・当該事業を実施するため森林を開発し、利用の目的が明記されていること。 ・開発行為の所在場所が明確であること。 ・同意年月日が記載されていること。</td></tr> <tr> <td>エ登記簿名義人の死亡等により相続関係が生じている場合</td><td>・相続関係表など登記名義人との関係を証する書類を添付。 ・当該土地を管理していることを証明する書類を添付。 例) 固定資産税課税証明</td></tr> </table> <p>(3) 取水元及び水利権者の同意書 開発行為に係る森林において飲料水等の水源として依存している場合には、取水元及び水利権者の同意書を添付すること。</p> <p>2 土地登記簿謄本</p> <p>(1) 土地登記簿謄本は面積一覧表の順に整理すること。</p>	ア所有権を取得している場合	・土地売買に係る公正証書又は売買契約書を添付。	イ土地を使用する権利を登記している場合	・権利（地上権・地役権・賃借権等）の登記簿謄本を添付。	ウ土地を使用する同意を得ている場合	・あて人、同意者の住所、氏名が明確であること。 ・当該事業を実施するため森林を開発し、利用の目的が明記されていること。 ・開発行為の所在場所が明確であること。 ・同意年月日が記載されていること。	エ登記簿名義人の死亡等により相続関係が生じている場合	・相続関係表など登記名義人との関係を証する書類を添付。 ・当該土地を管理していることを証明する書類を添付。 例) 固定資産税課税証明
ア所有権を取得している場合	・土地売買に係る公正証書又は売買契約書を添付。								
イ土地を使用する権利を登記している場合	・権利（地上権・地役権・賃借権等）の登記簿謄本を添付。								
ウ土地を使用する同意を得ている場合	・あて人、同意者の住所、氏名が明確であること。 ・当該事業を実施するため森林を開発し、利用の目的が明記されていること。 ・開発行為の所在場所が明確であること。 ・同意年月日が記載されていること。								
エ登記簿名義人の死亡等により相続関係が生じている場合	・相続関係表など登記名義人との関係を証する書類を添付。 ・当該土地を管理していることを証明する書類を添付。 例) 固定資産税課税証明								
8	<p>協定締結状況</p> <p>1 協定締結状況一覧表</p> <p>(1) 協定締結状況を記載すること。</p> <p>2 残置森林等の管理に関する誓約書（案）</p> <p>(1) 残置森林等について、開発行為完了後においても適正な維持管理が行われることを明らかにするため、知事へ残置森林等の管理に関する誓約書を提出すること。</p> <p>(2) 土地使用の同意によるときは、土地所有者と連名で誓約書を提出すること。</p> <p>3 その他関係者との協定書</p> <p>(1) 協定書等の写しを添付すること。</p>								
9	<p>法人登記簿、定款等</p> <p>1 許可を受けようとする者が法人の場合は、当該法人の登記簿謄本。</p> <p>2 法人でない団体の場合には、代表者の氏名、その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。</p> <p>3 必要に応じて規約、定款を添付する。</p>								
10	<p>現況図</p> <p>1 流域の地形、土地利用状況、人家、公共施設、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）、法令の規制区</p>								

	<p>域等を記載すること。</p> <p>2 図面の縮尺は5千分の1以上とする。</p>														
11	<p>丈量図1</p> <p>1 國土調査未実施地域については、原則として土地家屋調査士により集大成された図面によること。</p> <p>2 図面の縮尺は1／500～1／2,000程度とする。</p> <p>3 事業区域について、次の区分により着色表示すること。</p> <table> <tr> <td>開発行為に係る森林</td> <td>(赤)</td> </tr> <tr> <td>残置する森林</td> <td>(緑)</td> </tr> <tr> <td>残置する森林のうち若齡林</td> <td>(緑斜線)</td> </tr> <tr> <td>その他の土地</td> <td>(茶)</td> </tr> </table> <p>4 期別計画がある場合には、上記の開発行為に係る森林は次の区分により着色表示すること。</p> <table> <tr> <td>既許可区域</td> <td>(黄)</td> </tr> <tr> <td>今回申請区域</td> <td>(赤)</td> </tr> <tr> <td>以降申請区域</td> <td>(青)</td> </tr> </table> <p>5 プラニメーター又は座標法等による実測面積図とし、求積表を添付する。</p> <p>6 ha単位とし、小数第4位止め（未満切り捨て）とする。</p> <p>7 事業区域及び隣接地についての地番、地目、所有者を記載する。</p>	開発行為に係る森林	(赤)	残置する森林	(緑)	残置する森林のうち若齡林	(緑斜線)	その他の土地	(茶)	既許可区域	(黄)	今回申請区域	(赤)	以降申請区域	(青)
開発行為に係る森林	(赤)														
残置する森林	(緑)														
残置する森林のうち若齡林	(緑斜線)														
その他の土地	(茶)														
既許可区域	(黄)														
今回申請区域	(赤)														
以降申請区域	(青)														
	<p>丈量図2</p> <p>1 図面の縮尺は1／500～1／2,000程度とし、丈量図1と同じ縮尺とする。</p> <p>2 利用目的別に区分し作成する。</p> <p>3 プラニメーター又は座標法等による実測面積図とし、求積表を添付する。</p> <p>4 ha単位とし、小数第4位止め（未満切り捨て）とする。</p>														
12	<p>利用計画図</p> <p>1 図面の縮尺は1／500～1／2,000程度とする。</p> <p>2 全体計画及び今回申請分について作成すること。</p> <p>3 次のことについて表示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業区域 (2) 許可申請区域（赤） (3) 法面の形状及び名称 (4) 施設及び工作物の位置及び名称 (5) 残置する森林、残置する森林のうち若齡林、造成する森林及び緑地の位置 (6) 縦横断測点又は測線 (7) 写真の撮影位置 (8) その他必要な事項 														
13	<p>法面の断面図</p> <p>1 図面の縮尺は1／100～1／200程度とする。</p> <p>2 次のことについて表示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 測点 (2) 切土又は盛土高 (3) 現地盤線 (4) 計画地盤線及び勾配 (5)擁壁及び法面保護施設 (6) 許可申請区間（赤） 														

14	<p>土工量計算図</p> <p>1 次のことについて表示すること。</p> <p>(1) 事業区域</p> <p>(2) 許可申請区域（赤）</p> <p>(3) 土量及び土砂の移動方向</p> <p>2 メッシュ法等により土量計算をすること。</p> <p>3 縦横断面図により土量計算を行った場合は、この図面は省略することができる。</p>
15	<p>防災施設等配置図</p> <p>1 工事中及び工事后について作成すること。</p> <p>2 次のことについて表示すること。</p> <p>(1) 事業区域、開発行為に係る森林及び残置する森林の区域</p> <p>(2) 集水区域界、集水区域の番号及び面積</p> <p>(3) 土砂流出防止施設の位置、番号、種類、規模</p> <p>(4) 排水施設の位置、番号、種類、規模、排水系統</p> <p>(5) 洪水調整池の位置、番号、種類、規模</p> <p>(6) 擁壁等法面保護施設の位置、番号、種類、規模</p> <p>3 必要に応じて、複数の図面としても可とする。</p>
16	<p>防災施設等設計図</p> <p>1 防災施設等（擁壁、えん堤、排水施設、導水路、貯水池、洪水調整池等）の構造図等を添付すること。</p>
17	<p>その他必要な図面</p> <p>1 上記以外で、必要に応じて図面等を添付すること。</p>